

ブリッジ Bridge 11月号

トレンドニュース(令和6年9月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.19倍(前月比0.02P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,000人と前年同月比4.5%減少。

新規求職申込件数:1,558人と前年同月比3.5%減少。

⇒新規求職者が2ヶ月連続で減少。人材確保の厳しい状況が続いています。

是非ハローワークをご利用ください。

◆11月は「過労死等防止啓発月間」「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するための周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

また、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は「しわ寄せ防止キャンペーン」として集中的な周知・啓発の取組を行います。大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。

目次

《お知らせ情報》

- ◆毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
- ◆過重労働解消のためのセミナー
- ◆11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。
- ◆配偶者手当を見直して若い人材の確保や能力開発に取り組まいませんか？

《統計情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職種別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和6年7月～令和6年9月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



しごととより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメン
タルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>

全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

知らなかったじゃ済まされない!

でも!? 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

全47回

参加費

無料

過重労働解消

のためのセミナー

実務的に使える
知識やノウハウを
提供いたします!



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: 2024年11月~2025年1月

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国22箇所に対面・25回のオンライン開催(詳細は裏面参照)

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」事務局 株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階
TEL: 050-5810-1032 (受付 / 平日 9:00-17:00)
担当: 水口・山田

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー



令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

開催スケジュール



会場開催 (22回) + オンライン開催 (25回)

会場開催 実施時間 14:00~16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.7 1060会議室	静岡	12月3日(火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日(水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日(木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日(金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日(水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日(金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。
※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日(木)	14:00~	11月26日(火)	10:00~	12月12日(木)	14:00~
11月12日(火)	10:00~	11月26日(火)	14:00~	12月17日(火)	14:00~
11月12日(火)	14:00~	11月28日(木)	10:00~	12月19日(木)	14:00~
11月14日(木)	10:00~	11月28日(木)	14:00~	1月16日(木)	14:00~
11月14日(木)	14:00~	12月3日(火)	10:00~	1月21日(火)	14:00~
11月19日(火)	10:00~	12月3日(火)	14:00~	1月23日(木)	14:00~
11月19日(火)	14:00~	12月5日(木)	10:00~	1月28日(火)	14:00~
11月21日(木)	10:00~	12月5日(木)	14:00~		
11月21日(木)	14:00~	12月10日(火)	14:00~		

詳細テーマの例

【A】こころ

過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法

【B】からだ

過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法

【C】リスク

裁判例から見る過重労働

◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00~16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00~16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室



そここのところ
よろしく
頼みますよ。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
取引先が途方に
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」
防止キャンペーン月間です。

STOP!
しわ寄せ

仕様変更？
この納期じゃ、
無理よ。。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」でもあります。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

いわゆる「年収の壁」対策

- 継続する**高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,055円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

詳細はこちら



「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

配偶者手当を支給する企業は減少傾向なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

4ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう

Step 1

賃金制度・人事制度の見直し検討に着手

まずは、他社の事例※も参考に自社の案を検討

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P30をご覧ください

Step 2

従業員のニーズを踏まえた案の策定

アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく

Step 3

見直し案の決定

[決定の過程での留意点]

- ・ 労使での丁寧な話し合い
- ・ 賃金原資総額の維持
- ・ 必要な経過措置

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P8やP30を参考に、従業員の納得感があるものにしましょう

※留意すべき法律や判例についてはP12以降をご参考ください

Step 4

決定後の新制度の丁寧な説明

見直しの影響をうける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年9月	前年同月	前年同月比	令和6年9月	前年同月	前年同月比
計	10,000	10,472	▲ 4.5	65,909	69,696	▲ 5.4
建設業	716	542	32.1	4,954	7,090	▲ 30.1
製造業	608	741	▲ 17.9	4,802	5,076	▲ 5.4
情報通信業	751	535	40.4	2,594	2,628	▲ 1.3
運輸業,郵便業	289	376	▲ 23.1	4,308	4,835	▲ 10.9
卸売業,小売業	811	1,131	▲ 28.3	5,958	7,440	▲ 19.9
学術研究,専門・技術サービス業	625	657	▲ 4.9	2,130	2,381	▲ 10.5
宿泊業,飲食サービス業	1,790	786	127.7	9,474	5,358	76.8
生活関連サービス業,娯楽業	218	197	10.7	1,957	2,764	▲ 29.2
教育,学習支援業	201	103	95.1	920	1,038	▲ 11.4
医療,福祉	1,787	2,285	▲ 21.8	17,502	18,227	▲ 4.0
サービス業（他に分類されないもの）	1,500	1,578	▲ 4.9	8,583	9,303	▲ 7.7

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年9月	前年同月	前年同月比	令和6年9月	前年同月	前年同月比
職業計	1,558	1,614	▲ 3.5	24,935	25,562	▲ 2.5
A 管理的職業従事者	5	4	25.0	68	71	▲ 4.2
B 専門的・技術的職業従事者	267	280	▲ 4.6	3,774	4,045	▲ 6.7
C 事務従事者	428	459	▲ 6.8	6,169	6,287	▲ 1.9
D 販売従事者	114	122	▲ 6.6	1,516	1,531	▲ 1.0
E サービス職業従事者	144	136	5.9	2,529	2,556	▲ 1.1
F 保安職業従事者	9	13	▲ 30.8	255	223	14.3
G 農林漁業従事者	8	6	33.3	80	86	▲ 7.0
H 生産工程従事者	64	54	18.5	1,214	1,232	▲ 1.5
I 輸送・機械運転従事者	36	39	▲ 7.7	877	845	3.8
J 建設・採掘従事者	10	9	11.1	220	235	▲ 6.4
K 運搬・清掃・包装等従事者	127	155	▲ 18.1	2,727	2,676	1.9

3. 就職件数の推移

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
大阪東	391	403	379	332	308	434	531	476	435	396	446	348	322
大阪労働局	6,064	6,239	5,871	5,253	4,808	5,902	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275	5,516

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和6年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,967	7,568	2.11	108,839	99,839	1.09
01管理的職業	51	31	1.65	390	356	1.10
02研究・技術の職業	2,650	462	5.74	12,765	5,735	2.23
006開発技術者	237	41	5.78	1,135	527	2.15
007製造技術者	159	77	2.06	867	1,220	0.71
008建築・土木・測量技術者	1,027	60	17.12	3,691	745	4.95
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	787	176	4.47	4,555	2,045	2.23
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	197	362	0.54	936	4,076	0.23
017デザイナー	95	183	0.52	306	2,278	0.13
04医療・看護・保健の職業	901	285	3.16	9,377	4,054	2.31
023看護師、准看護師	410	153	2.68	4,037	1,910	2.11
024医療技術者	169	43	3.93	1,842	697	2.64
025栄養士、管理栄養士	85	13	6.54	1,489	303	4.91
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	74	22	3.36	541	378	1.43
028保健医療関係助手	89	23	3.87	947	349	2.71
05保育・教育の職業	309	109	2.83	2,397	1,553	1.54
029.031.032その他の保育・教育の職業	303	100	3.03	2,312	1,406	1.64
06事務的職業	1,762	2,463	0.72	10,528	28,167	0.37
033総務・人事・企画事務の職業	227	266	0.85	1,271	2,844	0.45
034一般事務・秘書・受付の職業	428	1,441	0.30	2,655	16,639	0.16
037医療・介護事務の職業	134	82	1.63	1,368	1,325	1.03
038会計事務の職業	287	230	1.25	1,227	2,446	0.50
039生産関連事務の職業	121	47	2.57	726	616	1.18
040営業・販売関連事務の職業	328	173	1.90	1,581	1,803	0.88
07販売・営業の職業	3,445	547	6.30	12,739	6,277	2.03
045販売員	1,235	157	7.87	4,966	2,313	2.15
048営業の職業	1,891	354	5.34	7,023	3,668	1.91
08福祉・介護の職業	1,493	280	5.33	14,049	4,074	3.45
049福祉・介護の専門的職業	573	131	4.37	5,397	1,479	3.65
050施設介護の職業	622	138	4.51	6,505	2,437	2.67
051訪問介護の職業	298	11	27.09	2,147	158	13.59
09サービスの職業	1,396	365	3.82	11,573	4,527	2.56
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	29	63	0.46	2,700	820	3.29
055飲食物調理の職業	509	116	4.39	5,435	1,572	3.46
056接客・給仕の職業	604	101	5.98	2,460	1,218	2.02
057居住施設・ビル等の管理の職業	134	34	3.94	389	419	0.93
10警備・保安の職業	661	33	20.03	3,579	598	5.98
12製造・修理・塗装・製図等の職業	867	334	2.60	8,900	5,276	1.69
071製品製造・加工処理工（金属製品）	187	60	3.12	2,398	1,215	1.97
072製品製造・加工処理工（食料品等）	44	22	2.00	602	456	1.32
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	232	72	3.22	1,477	914	1.62
074機械組立工	78	28	2.79	856	562	1.52
075機械整備・修理工	113	26	4.35	1,625	437	3.72
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	138	95	1.45	917	1,026	0.89
13配送・輸送・機械運転の職業	983	241	4.08	9,838	4,568	2.15
082配送・集荷の職業	201	97	2.07	1,521	1,432	1.06
083貨物自動車運転の職業	147	47	3.13	3,007	1,087	2.77
085乗用車運転の職業	414	37	11.19	2,809	679	4.14
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	186	23	8.09	1,073	525	2.04
14建設・土木・電気工事の職業	433	48	9.02	7,042	1,048	6.72
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	180	25	7.20	2,152	382	5.63
094電気・通信工事の職業	123	12	10.25	1,425	326	4.37
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	806	468	1.72	4,502	7,822	0.58
095荷役・運搬作業員	534	86	6.21	2,160	1,517	1.42
096清掃・洗浄作業員	140	85	1.65	955	1,238	0.77
（IT関連計）	1,666	563	2.96	9,120	6,719	1.36
（福祉関連計）	1,981	422	4.69	19,093	6,004	3.18
（介護関連小計）	1,415	233	6.07	13,480	3,550	3.80

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和6年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,618	3,806	2.79	68,768	61,712	1.11
02研究・技術の職業	53	55	0.96	232	835	0.28
007製造技術者	5	11	0.45	52	207	0.25
008建築・土木・測量技術者	20	13	1.54	86	118	0.73
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	11	18	0.61	22	227	0.10
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	119	96	1.24	473	1,023	0.46
017デザイナー	31	47	0.66	227	440	0.52
04医療・看護・保健の職業	582	202	2.88	5,622	2,704	2.08
023看護師、准看護師	363	118	3.08	2,875	1,512	1.90
024医療技術者	83	20	4.15	930	318	2.92
028保健医療関係助手	72	17	4.24	916	275	3.33
05保育・教育の職業	462	75	6.16	3,320	1,413	2.35
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	279	22	12.68	796	310	2.57
029.031.032その他の保育・教育の職業	183	53	3.45	2,524	1,103	2.29
06事務的職業	1,143	965	1.18	6,767	13,521	0.50
034一般事務・秘書・受付の職業	229	612	0.37	2,005	8,750	0.23
037医療・介護事務の職業	106	40	2.65	1,166	735	1.59
038会計事務の職業	254	61	4.16	576	744	0.77
040営業・販売関連事務の職業	70	26	2.69	375	413	0.91
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	194	71	2.73	674	745	0.90
07販売・営業の職業	456	113	4.04	3,009	2,255	1.33
045販売員	438	99	4.42	2,764	1,926	1.44
08福祉・介護の職業	1,314	161	8.16	12,540	2,646	4.74
049福祉・介護の専門的職業	189	60	3.15	2,215	823	2.69
050施設介護の職業	637	86	7.41	6,978	1,618	4.31
051訪問介護の職業	488	15	32.53	3,347	205	16.33
09サービスの職業	3,531	251	14.07	16,326	4,021	4.06
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	25	24	1.04	896	372	2.41
055飲食調理の職業	1,807	92	19.64	11,140	1,719	6.48
056接客・給仕の職業	1,297	79	16.42	2,690	983	2.74
057居住施設・ビル等の管理の職業	310	34	9.12	867	557	1.56
10警備・保安の職業	394	22	17.91	2,969	407	7.29
12製造・修理・塗装・製図等の職業	286	73	3.92	2,307	1,446	1.60
071製品製造・加工処理工（金属製品）	13	9	1.44	229	210	1.09
072製品製造・加工処理工（食料品等）	117	15	7.80	750	313	2.40
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	107	25	4.28	693	366	1.89
074機械組立工	8	3	2.67	177	133	1.33
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	11	1	11.00	101	32	3.16
13配送・輸送・機械運転の職業	259	66	3.92	3,054	1,419	2.15
082配送・集荷の職業	51	21	2.43	670	401	1.67
083貨物自動車運転の職業	4	2	2.00	182	119	1.53
085乗用車運転の職業	176	27	6.52	1,522	505	3.01
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	13	7	1.86	134	106	1.26
14建設・土木・電気工事の職業	21	10	2.10	173	169	1.02
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	7	4	1.75	57	59	0.97
094電気・通信工事の職業	1	4	0.25	27	62	0.44
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,952	670	2.91	11,735	13,006	0.90
095荷役・運搬作業員	110	37	2.97	888	758	1.17
096清掃・洗浄作業員	1,452	149	9.74	7,149	3,084	2.32
097包装作業員	113	33	3.42	686	496	1.38
098選別・ピッキング作業員	63	28	2.25	759	802	0.95
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	214 258	423 140	0.51 1.84	2,253 1,037	7,866 1,570	0.29 0.66
（福祉関連計）	1,757	275	6.39	16,112	4,134	3.90
（介護関連小計）	1,333	141	9.45	12,565	2,366	5.31

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和6年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	236,165	328,731	242,727	233,911	307,530	239,478
01管理的職業	274,286	358,810	350,000	275,012	357,421	319,216
02研究・技術の職業	275,662	477,968	264,035	263,466	433,143	285,583
006開発技術者	248,245	433,194	284,000	238,077	395,668	306,875
007製造技術者	240,745	386,336	263,571	239,524	352,079	249,091
008建築・土木・測量技術者	301,551	553,208	274,000	287,136	480,254	319,000
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	253,901	404,996	265,714	255,756	421,453	293,750
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	236,612	341,155	251,136	235,116	342,545	237,440
017デザイナー	233,901	318,792	250,000	237,094	300,592	236,364
04医療・看護・保健の職業	252,710	306,988	280,400	247,875	299,871	266,053
023看護師、准看護師	268,622	317,805	281,212	260,416	310,173	279,162
024医療技術者	247,669	305,354	284,000	251,633	310,516	264,174
025栄養士、管理栄養士	198,614	245,741	220,000	212,145	250,857	211,852
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	249,600	336,000	--	245,909	320,664	242,000
028保健医療関係助手	197,138	238,969	200,000	193,838	226,883	201,071
05保育・教育の職業	212,274	259,623	215,833	218,215	256,373	227,039
029.031.032その他の保育・教育の職業	213,707	262,047	219,091	218,611	257,384	229,785
06事務的職業	218,416	268,380	223,209	212,480	263,731	220,938
033総務・人事・企画事務の職業	218,058	277,730	252,500	219,067	281,805	257,674
034一般事務・秘書・受付の職業	200,550	239,785	210,476	201,374	238,687	210,867
037医療・介護事務の職業	195,113	242,898	213,333	198,104	237,261	204,389
038会計事務の職業	240,310	282,305	245,333	233,520	299,850	234,185
040営業・販売関連事務の職業	216,990	274,558	261,429	214,093	272,847	239,197
07販売・営業の職業	235,373	334,728	288,901	235,196	322,692	266,128
045販売員	206,108	251,462	245,714	221,969	291,023	229,940
048営業の職業	245,127	360,779	300,462	240,876	335,944	283,391
08福祉・介護の職業	235,071	266,654	240,294	232,738	266,424	225,126
049福祉・介護の専門的職業	240,917	283,212	277,500	245,041	283,022	231,810
050施設介護の職業	224,790	251,525	217,000	220,790	251,847	220,912
051訪問介護の職業	243,637	258,731	250,000	226,180	252,864	225,217
09サービスの職業	211,751	277,857	249,302	238,060	297,338	232,960
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	225,167	340,000	234,444	265,332	336,686	219,423
055飲食物調理の職業	219,252	269,061	301,667	229,576	279,107	256,250
056接客・給仕の職業	214,090	298,144	234,000	223,490	296,482	230,833
057居住施設・ビル等の管理の職業	193,835	213,260	170,000	197,928	217,502	192,262
10警備・保安の職業	197,156	218,338	224,000	197,322	218,641	203,876
12製造・修理・塗装・製図等の職業	215,536	300,360	221,111	216,761	299,571	240,855
071製品製造・加工処理工（金属製品）	216,170	296,377	230,000	216,817	302,111	253,431
072製品製造・加工処理工（食料品等）	210,595	258,291	183,333	215,976	268,632	228,784
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	203,545	260,284	231,250	208,741	272,487	223,427
074機械組立工	205,250	307,909	150,000	217,233	299,230	222,740
075機械整備・修理工	229,995	356,954	207,500	223,383	318,330	281,268
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	245,444	364,320	228,333	223,960	342,803	237,521
13配送・輸送・機械運転の職業	226,247	275,495	244,468	238,625	295,386	261,321
082配送・集荷の職業	227,679	270,315	219,444	230,038	278,526	251,527
083貨物自動車運転の職業	276,029	356,400	288,889	255,957	326,263	297,513
085乗用車運転の職業	208,875	227,685	273,750	216,038	250,856	263,716
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	219,413	276,174	240,000	235,908	299,457	248,214
14建設・土木・電気工事の職業	240,491	391,194	278,750	238,521	355,385	273,875
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	235,638	414,813	243,333	230,002	349,960	275,167
094電気・通信工事の職業	232,565	346,223	250,000	236,308	360,447	264,048
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	214,873	252,613	198,065	213,893	257,662	203,215
095荷役・運搬作業員	226,594	283,118	204,545	215,936	261,795	214,905
096清掃・洗浄作業員	211,431	226,423	190,000	214,792	257,145	192,020
（IT関連計）	248,894	393,760	251,930	251,378	406,494	259,957
（福祉関連計）	241,351	277,476	253,125	238,347	276,730	249,538
（介護関連小計）	233,195	265,242	217,333	229,627	262,829	221,776

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和6年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,187	1,263	1,207	1,212	1,309	1,169
02研究・技術の職業	1,661	2,335	1,175	1,507	1,966	1,309
007製造技術者	1,114	1,114	1,157	1,313	1,399	1,192
008建築・土木・測量技術者	1,882	2,733	--	1,612	2,264	1,286
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,120	1,300	1,078	1,160	1,400	1,277
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,144	1,311	1,323	1,293	1,456	1,283
017デザイナー	1,128	1,405	1,188	1,183	1,403	1,225
04医療・看護・保健の職業	1,695	1,875	1,861	1,642	1,825	1,596
023看護師、准看護師	1,693	1,796	1,700	1,683	1,832	1,608
024医療技術者	1,739	2,023	1,750	1,771	2,052	1,533
028保健医療関係助手	1,217	1,279	1,064	1,181	1,262	1,133
05保育・教育の職業	1,240	1,394	1,281	1,236	1,350	1,225
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,182	1,305	1,064	1,178	1,253	1,124
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,279	1,454	1,320	1,247	1,368	1,257
06事務的職業	1,191	1,316	1,154	1,164	1,273	1,149
034一般事務・秘書・受付の職業	1,154	1,212	1,148	1,150	1,234	1,137
037医療・介護事務の職業	1,225	1,338	1,093	1,162	1,245	1,106
038会計事務の職業	1,252	1,440	1,201	1,211	1,421	1,192
040営業・販売関連事務の職業	1,157	1,344	1,196	1,177	1,328	1,233
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,144	1,236	1,191	1,118	1,233	1,225
07販売・営業の職業	1,086	1,133	1,165	1,189	1,343	1,134
045販売員	1,074	1,117	1,186	1,187	1,349	1,128
08福祉・介護の職業	1,230	1,361	1,209	1,252	1,394	1,187
049福祉・介護の専門的職業	1,189	1,347	1,234	1,246	1,375	1,187
050施設介護の職業	1,223	1,336	1,157	1,222	1,317	1,170
051訪問介護の職業	1,280	1,415	1,425	1,336	1,616	1,322
09サービスの職業	1,139	1,170	1,125	1,116	1,170	1,132
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,193	1,371	1,064	1,099	1,320	1,239
055飲食調理の職業	1,114	1,153	1,126	1,105	1,146	1,106
056接客・給仕の職業	1,128	1,149	1,148	1,132	1,184	1,162
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,206	1,211	1,127	1,169	1,176	1,104
10警備・保安の職業	1,125	1,290	1,107	1,156	1,237	1,107
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,123	1,229	1,158	1,143	1,233	1,170
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,200	1,200	--	1,149	1,288	1,119
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,118	1,121	1,175	1,140	1,192	1,155
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,125	1,226	1,085	1,125	1,205	1,156
074機械組立工	1,127	1,207	--	1,142	1,189	1,102
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,064	1,064	--	1,126	1,171	1,107
13配送・輸送・機械運転の職業	1,173	1,274	1,149	1,168	1,250	1,152
082配送・集荷の職業	1,140	1,315	1,171	1,170	1,285	1,157
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,213	1,414	1,158
085乗用車運転の職業	1,175	1,268	1,126	1,153	1,225	1,146
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,200	1,267	--	1,143	1,181	1,174
14建設・土木・電気工事の職業	--	--	1,114	1,361	1,751	1,194
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	--	--	1,114	1,379	1,745	1,186
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,397	1,671	1,111
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,120	1,135	1,118	1,124	1,157	1,105
095荷役・運搬作業員	1,147	1,192	1,155	1,166	1,251	1,118
096清掃・洗浄作業員	1,120	1,130	1,113	1,122	1,146	1,092
097包装作業員	1,099	1,144	1,081	1,120	1,184	1,110
098選別・ピッキング作業員	1,129	1,197	1,098	1,122	1,172	1,117
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,126	1,142	1,128	1,116	1,163	1,111
（福祉関連計）	1,138	1,399	1,182	1,158	1,346	1,273
（介護関連計）	1,341	1,470	1,388	1,369	1,519	1,360
（小計）	1,228	1,358	1,172	1,251	1,393	1,187

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

中途採用者採用時賃金情報（令和6年7月～令和6年9月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
計		272	211	223	255	275	289	298	304	314	302	293	235
職業別	管理的職業	371	264	224	267	342	337	374	445	465	495	432	261
	専門的・技術的職業	299	202	224	268	298	308	334	349	366	331	339	332
	事務的職業	280	220	223	256	280	290	316	302	316	335	339	248
	販売の職業	266	223	234	250	267	290	302	302	313	265	273	260
	サービスの職業	248	207	219	249	253	281	269	269	270	255	248	192
	保安の職業	218	—	220	235	236	293	224	228	236	247	178	159
	農林漁業の職業	204	—	—	204	205	—	—	—	—	—	—	—
	生産工程の職業	231	179	208	222	237	240	232	254	273	254	227	210
	輸送・機械運転の職業	229	—	206	213	236	227	212	236	251	243	217	202
	建設・採掘の職業	288	203	241	267	275	293	253	365	345	366	318	299
	運搬・清掃・包装等の職業	233	238	228	238	250	271	271	246	225	200	195	172
産業別	建設業	286	204	232	282	277	285	272	331	315	350	360	277
	製造業	292	191	220	246	281	311	334	347	433	379	312	229
	情報通信業	286	209	219	253	306	307	385	343	424	338	441	362
	運輸業，郵便業	242	231	219	225	242	243	241	253	266	260	261	191
	卸売業，小売業	272	202	220	254	268	281	305	324	320	291	304	305
	学術研究，専門・技術サービス業	291	220	236	277	290	308	322	317	284	318	420	266
	宿泊業，飲食サービス業	263	197	224	237	236	278	280	302	343	331	269	223
	生活関連サービス業，娯楽業	246	251	226	236	219	255	243	240	268	370	449	—
	教育，学習支援業	280	—	244	252	255	268	313	388	220	350	251	481
	医療，福祉	264	198	225	259	284	281	278	277	268	263	227	222
サービス業 （他に分類されないもの）	249	211	214	242	250	268	258	263	286	286	260	202	
事業所規模別	4人以下	257	219	223	250	254	239	272	287	267	278	286	259
	5～29人	267	212	229	250	259	284	287	286	309	301	280	224
	30～99人	270	194	223	252	271	279	290	296	304	310	298	241
	100～299人	263	211	224	256	273	293	286	287	289	265	271	188
	300～499人	264	193	208	248	267	278	299	300	348	335	361	257
	500～999人	301	220	230	262	315	329	323	322	369	496	406	475
	1000人以上	316	230	222	275	320	338	369	387	381	300	321	300

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりまとめたもの。
 ※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
 ※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和6年7月～令和6年9月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			203	224	252	269	281	288	287	284	286	265	221
計		263	203	224	252	269	281	288	287	284	286	265	221
職業別	管理的職業	355	214	238	266	298	348	389	405	408	486	435	294
	専門的・技術的職業	286	207	234	267	293	304	311	316	314	319	304	258
	事務的職業	271	206	222	249	274	292	298	296	294	320	298	242
	販売の職業	264	210	229	250	268	285	295	303	300	290	263	211
	サービスの職業	244	197	220	242	254	262	267	259	254	247	235	195
	保安の職業	204	200	220	217	220	266	223	213	222	219	196	177
	農林漁業の職業	227	245	226	214	234	235	222	228	220	227	221	415
	生産工程の職業	231	193	207	225	237	239	251	247	241	243	220	215
	輸送・機械運転の職業	255	189	228	250	257	269	257	266	266	257	246	221
	建設・採掘の職業	261	210	226	257	263	271	287	307	297	281	259	247
	運搬・清掃・包装等の職業	237	219	219	238	238	250	248	243	248	240	221	195
産業別	建設業	269	210	226	259	263	277	290	309	307	312	296	240
	製造業	273	195	219	246	274	292	309	311	314	315	280	235
	情報通信業	306	193	236	272	305	324	366	389	394	494	377	389
	運輸業，郵便業	254	205	225	246	257	267	260	263	266	260	258	222
	卸売業，小売業	262	203	223	249	262	275	288	291	297	288	279	242
	学術研究，専門・技術サービス業	285	220	231	262	294	317	329	320	309	349	344	271
	宿泊業，飲食サービス業	242	190	213	236	241	262	268	275	277	276	232	194
	生活関連サービス業，娯楽業	235	197	212	224	232	250	248	250	254	267	310	195
	教育，学習支援業	280	142	235	255	266	307	336	311	285	268	369	270
	医療，福祉	257	198	228	257	272	271	268	266	260	255	245	216
サービス業 （他に分類されないもの）	250	209	222	240	258	272	280	273	268	278	238	189	
事業所規模別	4人以下	254	207	225	242	258	265	272	275	271	266	264	220
	5～29人	256	209	224	247	259	270	277	273	275	276	256	218
	30～99人	259	202	222	248	258	269	276	283	282	280	268	220
	100～299人	260	201	225	252	267	276	281	282	277	278	265	219
	300～499人	269	206	227	257	272	289	297	284	292	307	308	264
	500～999人	286	219	230	262	302	315	316	313	313	341	313	266
	1000人以上	283	184	223	261	295	325	337	333	313	318	252	189

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりまとめたもの。

※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。

※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年9月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	1	43	TOEIC(600点～)	22	214	10	27
第三種電気主任技術者	5	87	10	145	日本語検定1級	25	217	0	0
1級電気工事施工管理技士	3	48	11	50	日本語検定3級	4	130	0	3
2級電気工事施工管理技士	2	32	13	79	日商簿記1級	17	125	0	20
一級建築士	12	98	84	335	日商簿記2級	183	1,854	56	301
二級建築士	12	165	40	351	日商簿記3級	189	2,114	90	392
1級建築施工管理技士	5	69	72	344	簿記能力検定(全経2級)	6	95	4	9
2級建築施工管理技士	8	66	59	290	運行管理者(貨物)	12	185	0	62
1級土木施工管理技士	9	127	174	542	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	4	102	4	22
2級土木施工管理技士	4	76	162	524	医療事務資格	31	352	5	64
1級造園施工管理技士	1	14	3	32	登録販売者(一般医薬品)	10	239	0	157
薬剤師	24	281	52	538	理容師	5	48	3	1,280
保健師	18	171	12	143	美容師	50	551	42	1,597
助産師	5	74	2	31	ネイリスト技能検定試験2級	4	50	3	13
看護師	171	1,970	540	4,470	ネイリスト技能検定試験3級	4	73	0	11
准看護師	21	418	315	2,460	調理師	96	1,203	264	2,217
臨床検査技師	7	99	12	118	警備員検定試験(1級)	1	1	1	12
理学療法士	8	134	71	842	警備員検定試験(2級)	1	3	2	27
作業療法士	3	62	76	727	大型自動車免許	52	1,164	46	1,249
歯科技工士	7	54	7	48	大型自動車第二種免許	10	402	8	287
歯科衛生士	21	268	19	381	普通自動車免許	2,101	32,162	174	3,123
診療放射線技師	2	53	11	57	普通自動車第二種免許	31	475	236	1,366
言語聴覚士	3	25	56	389	大型特殊自動車免許	9	189	0	71
管理栄養士	21	306	61	605	自動二輪車免許	46	954	50	286
栄養士	34	493	101	1,223	原動機付自転車免許	14	390	331	964
あん摩マッサージ指圧師	1	21	32	230	牽引免許	8	291	1	237
はり師	4	70	44	289	フォークリフト運転技能者	165	3,487	252	2,510
きゅう師	4	65	23	220	中型自動車免許	19	422	115	1,807
柔道整復師	5	102	41	275	中型自動車第二種免許	2	51	1	48
臨床心理士	2	29	26	85	8トン限定中型自動車免許	20	475	45	966
社会福祉士	20	253	180	1,163	危険物取扱者(乙種)	52	886	54	288
介護福祉士	125	1,786	710	7,860	危険物取扱者(丙種)	5	97	1	87
保育士	110	1,998	376	3,046	溶接技能者	4	31	2	24
ホームヘルパー1級	5	63	30	289	ガス溶接技能者	10	307	1	114
ホームヘルパー2級	74	1,332	584	4,318	アーク溶接技能者(基本級)	6	158	5	107
精神保健福祉士	9	93	87	506	二級自動車整備士	4	84	6	208
介護支援専門員(ケアマネージャー)	22	402	83	1,304	三級自動車整備士	1	49	6	188
介護職員基礎研修修了者	3	41	18	260	自動車検査員	0	35	0	71
福祉用具専門相談員	4	99	6	66	2級ボイラー技士	7	165	26	77
介護職員初任者研修修了者	73	960	1,060	9,189	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	4	99	1	53
介護職員実務者研修修了者	35	406	421	4,658	移動式クレーン運転士	8	187	0	109
税理士	2	17	11	34	小型移動式クレーン運転技能者	11	228	5	116
社会保険労務士	14	111	36	77	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	42	0	27
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	89	1,534	54	961	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	5	133	4	174
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	29	408	101	309	玉掛技能者	47	1,218	64	863
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	56	644	50	143	第一種電気工事士	8	155	27	271
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	71	820	223	535	第二種電気工事士	33	715	168	1,021
管理業務主任者	6	82	5	24	足場の組立て等作業主任者	1	67	9	129
実用英語技能検定2級	63	651	4	23	1級管工事施工管理技士	3	29	37	104
TOEIC(730点～)	50	429	7	16	2級管工事施工管理技士	2	29	35	130